

# 第3章 計画の推進

## 1 計画の推進組織

### (1) 計画の推進体制

本計画の推進に向けた組織体制並びに人・役務と情報の流れは、下図のとおりとし、市民・事業者と市・市職員が共働して環境まちづくりを進めていくものとします。

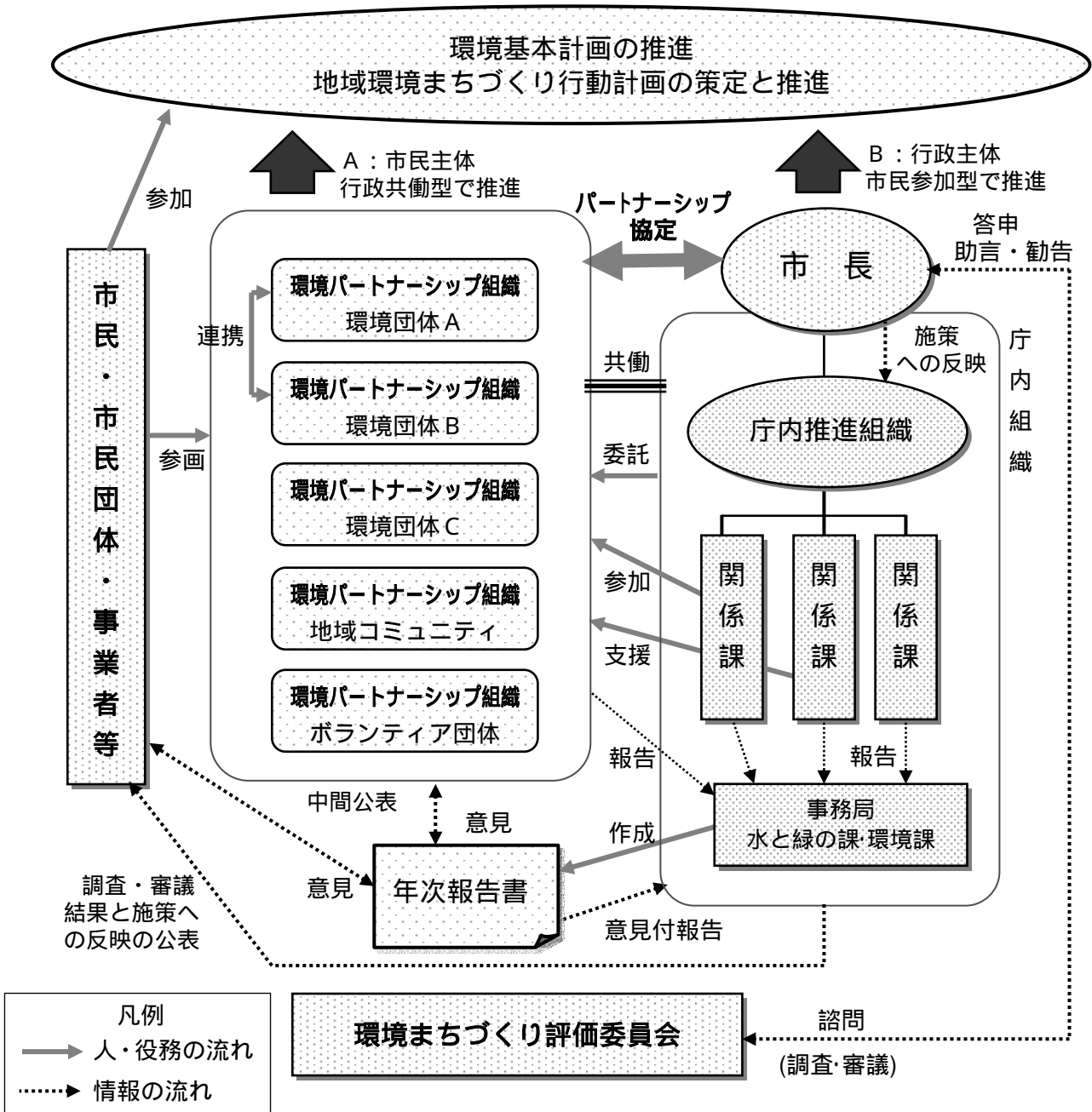


図3 - 1 . 計画の推進体制

## (2) 環境パートナーシップ組織

環境パートナーシップ組織は、市民、市民団体、事業者等が主体的に次に掲げる活動を市と共働して行う組織をいいます。

本市は、この環境パートナーシップ組織と協定を締結し、環境パートナーシップ組織に対して、情報の提供、市関係部局との連絡と意見調整、市職員の活動への参加、専門家の派遣その他共働に必要な措置をとることにより、共通の目的・目標をもって、適切に役割分担しながら、環境まちづくりを推進していきます。

- 環境基本計画の推進
- 地域環境まちづくり行動計画の立案と推進
- 自主的で自発的な環境まちづくりの推進
- 環境まちづくりに関する政策への提言
- 環境基本計画の進行管理への参画

## (3) 環境まちづくり評価委員会

日進市環境まちづくり評価委員会(以下「評価委員会」という)は、環境まちづくりに関する重要な事項の調査と審議を行うため設置します。評価委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査と審議を行います。

- 年次報告書に関すること
- その他環境まちづくりに関する重要事項

評価委員会は、必要に応じて、環境に関する情報その他必要な資料の提出を市その他関係機関に求めることができるほか、調査と審議の結果を公表するとともに、環境まちづくりに関する重要事項について必要があると認めるときは、市その他関係機関に助言や勧告をすることができるものとします。

## (4) 庁内推進組織

本市における総合的かつ体系的な環境まちづくり施策を進めるために、「政策推進会議」の構成員で組織される環境まちづくり推進会議(以下「推進会議」という)を引き続き設置します。

また、推進会議に、環境まちづくり施策の推進および連絡調整を行うため、「部課長全体会議」の構成員で組織される環境まちづくり調整会議を設置します。

さらに、必要に応じて、特定の環境まちづくり施策の調査・研究や環境パートナーシップ組織と共働するための組織体制をとっていきます。

## 2 計画の進行管理

環境基本計画と地域環境まちづくり行動計画（以下「環境基本計画等」という）の適切な進行管理を図るため、毎年度、次に掲げる事項をとりまとめた環境まちづくりに関する年次報告書を作成します。

- 市域における環境調査結果と環境基本計画に位置づけられた環境指標の状況
- 環境基本計画等の実施状況
- 環境基本計画等の取組に対する効果その他の現状分析 等

作成した年次報告書は公表し、市民等の意見を聴く機会をもうけ、環境まちづくり評価委員会において調査・審議を行い、次年度以降の環境まちづくり施策につなげていきます。

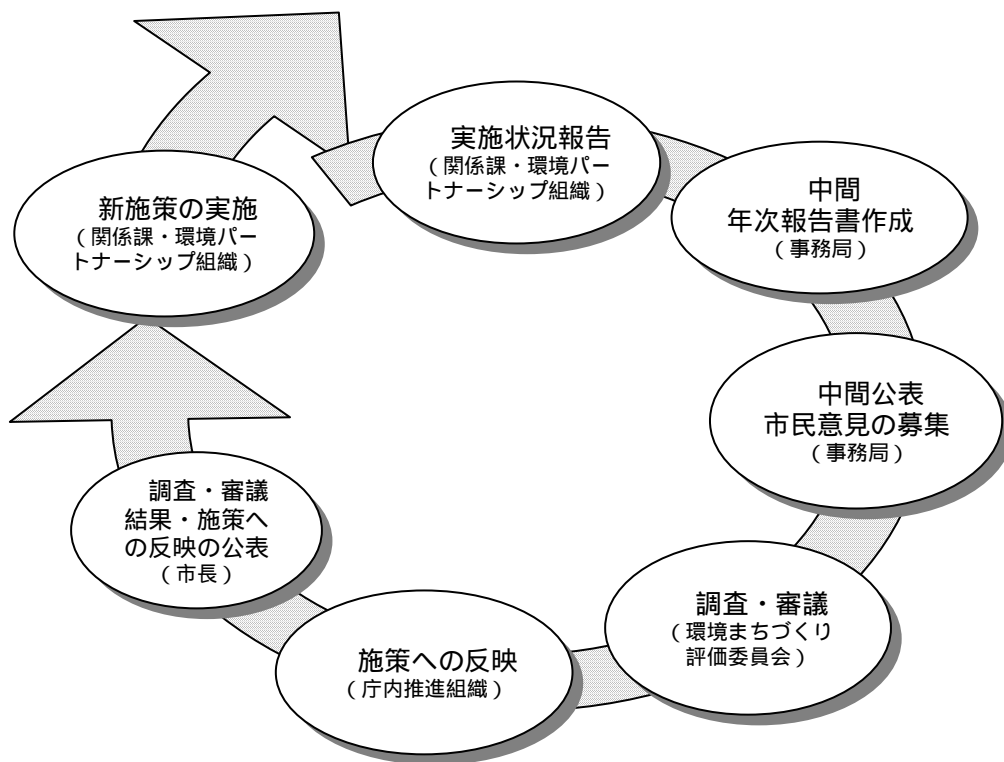


図3 - 2 . 年次報告書の作成と公表の流れ